

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成25年5月2日(2013.5.2)

【公開番号】特開2011-223281(P2011-223281A)

【公開日】平成23年11月4日(2011.11.4)

【年通号数】公開・登録公報2011-044

【出願番号】特願2010-89912(P2010-89912)

【国際特許分類】

H 04 N 5/91 (2006.01)

G 11 B 20/10 (2006.01)

H 04 N 5/765 (2006.01)

【F I】

H 04 N 5/91 P

G 11 B 20/10 H

H 04 N 5/91 L

H 04 N 5/91 Z

G 11 B 20/10 D

G 11 B 20/10 F

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月13日(2013.3.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0117

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0117】

(c) アングル(angle)は、コピーを許容するアングル映像を制限するための情報である。具体的には、例えばミュージックビデオコンテンツなどにおいて、ミュージシャンを構成する複数のメンバー(例えばメンバーx, y, z)から特定のメンバーのみにフォーカスした映像を複数設定したコンテンツがある。

例えば、

アングル属性値 = 1 : メンバーxを中心として撮影された映像、

アングル属性値 = 2 : メンバーyを中心として撮影された映像、

アングル属性値 = 3 : メンバーzを中心として撮影された映像、

アングル属性値 = 4 : メンバーx~zをすべて含むように撮影された映像、

このような複数のアングル映像をセットとしたコンテンツがある。

このようなコンテンツから特定のアングルに対応するコンテンツを限定してコピーを許容する設定や、ユーザの好みに応じて選択させる設定が可能となる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0125

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0125】

しかし、コンテンツをコピーしたコピー先メディアには、ムービー オブジェクト(Movie Object)ファイルが存在しない。従って、再生時に適用するためのプレイリストの順番が決定できない。この情報がないと、単純にプレイリストのファイル名に従って再生を行うといった処理を実行することになる。このような処理を行っても正しく再生

できるコンテンツもあるが、例えば先に説明したアングルを選択するコンテンツなどでは、特定のプレイリストを選択することが不可欠となる場合がある。音声や、字幕などについても同様であり、特定の音声、字幕を利用した再生を行うためには、特定のプレイリストを選択して再生することが必要となる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0143

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0143】

データ300の年齢制限情報(age)の設定値は、「255」である。この値「255」は年齢制限なしを示している。すなわち、すべての年齢のユーザに対してコピーを許容することを意味している。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0149

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0149】

データ305の年齢制限情報(age)の設定値は、「255」である。この値「255」は年齢制限なしを示している。すなわち、すべての年齢のユーザに対してコピーを許容することを意味している。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0172

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0172】

情報処理装置120は、コンテンツリストの表示処理を実行する場合、この年齢制限情報(age)の設定値「17」と、情報処理装置120内部のメモリに格納された年齢制限情報(age)（例えばペアレントロックの設定情報）とを比較する。情報処理装置120内部のメモリに格納された年齢制限情報(age)が例えば「13」（例えばペアレントロック設定有り）の場合は、情報処理装置の設定が、年齢制限情報(age)においてコピーを許容する年齢でないと判定し、コンテンツリスト中に、このエントリを表示することを停止する。例えば図17に示すようにコンテンツリストの特定エントリの表示を行わない。あるいはグレーアウト表示等、コピー許容コンテンツと非許容コンテンツを判別可能な表示態様として表示する。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0250

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0250】

次に、ステップS208の処理、すなわち、セレクション(selection)制限情報を満足するデータの選択処理、すなわちコピー対象となるデータの選択処理の詳細シーケンスについて、図23に示すフローチャートを参照して説明する。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0284

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0 2 8 4】**

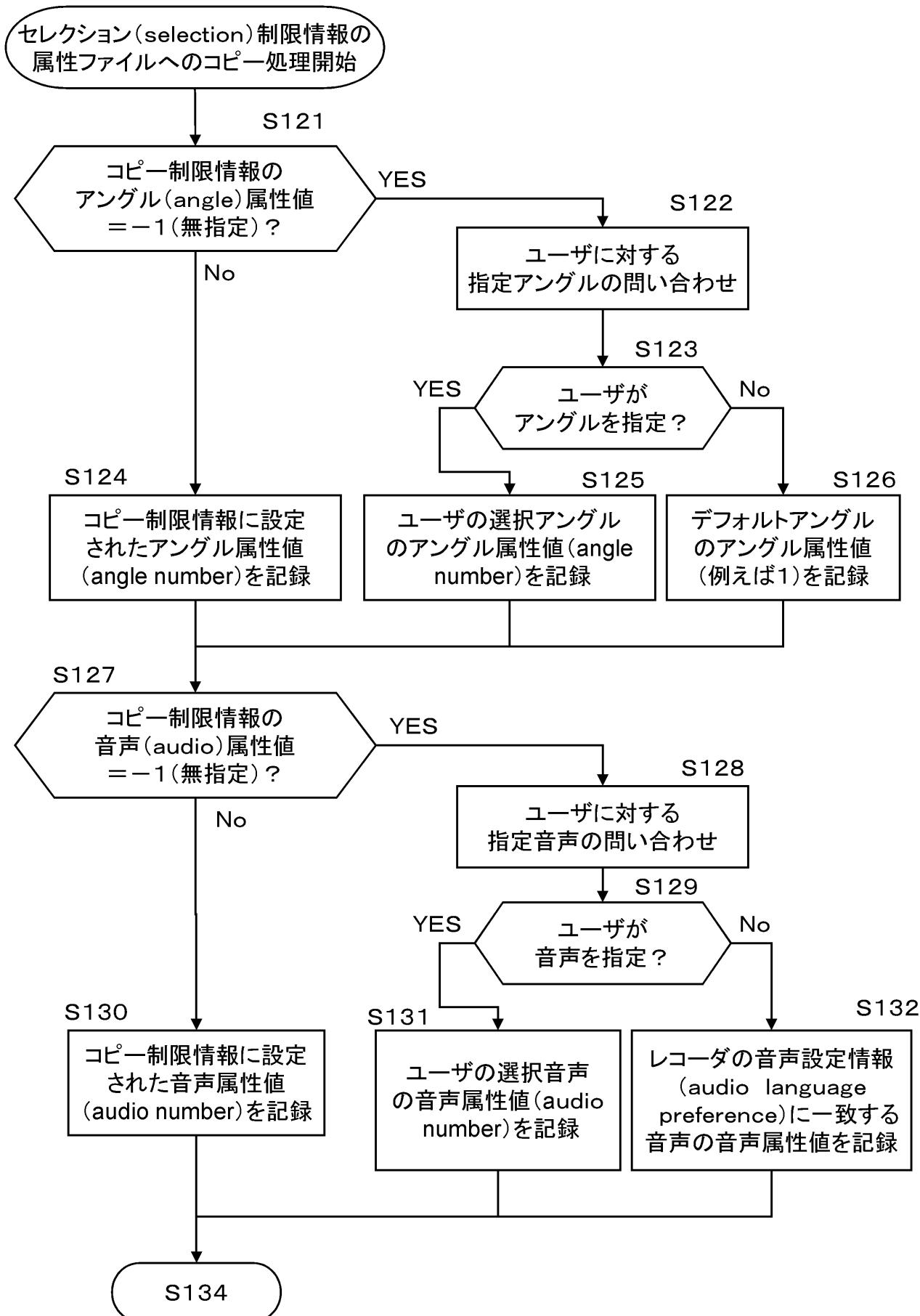
一方、属性ファイルの設定がコピーコンテンツの再生を許容していないと判定した場合は、ステップS 3 0 6に進む。ステップS 3 0 6では、再生不可であることをユーザに通知し処理を終了する。

【手続補正8】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0 3 1 3****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0 3 1 3】****[8 . 情報処理装置の構成例について]**

最後に、本発明の一実施例に係る情報処理装置120の構成例について図28を参照して説明する。情報処理装置120は、例えば、コピー元コンテンツの記録メディアである第1メディア110と、コンテンツのコピー先としての第2メディア150を装着可能な構成を持つ。なお、必ずしも2つのメディアを装着可能である必要はなく、例えばコピー先メディアは、USBケーブル、あるいは無線通信などによって接続された他の装置に装着してコピーデータを出力する構成としてもよい。

【手続補正9】**【補正対象書類名】図面****【補正対象項目名】図19****【補正方法】変更****【補正の内容】**

【図19】



【手続補正10】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図23

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図23】

